低入札価格調査判断基準

光市水道局低入札価格調査制度に関する取扱要綱第１１条の規定に基づき、低入札価格調査判断基準を次のとおり定める。

１　基本的判断基準

(1)　調査に協力的であること。

(2)　企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

(3)　工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

２　数値的判断基準

(1) 見積内訳書の審査基準

ア　数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満たしていること。

イ　材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

ウ　建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。

エ　各工種金額（中項目）は設計金額の５０％以上であること。

オ　直接工事費計及び共通仮設費計の合計額は設計金額の７５％以上であること。

カ　共通仮設費積上分及び率計上分は設計金額の５０％以上であること。

キ　現場管理費及び一般管理費の合計額は設計金額の３０％以上であること。

ク　見積内訳書において、違算、誤記、値引き等（端数調整も含む。）による調整及び転記間違いがないこと。

ケ　見積内訳書中の工事価格と入札金額が同一であること。

(2) 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格に１０分の９.８を乗じて得た額（少数点以下切捨て）とし、判断基準額に満たない入札は、契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、不落札とする。また、当該入札は、光市水道局低入札価格調査制度に関する取扱要綱第２条に定める調査の対象としない。

３　落札・不落札の判断

管理者は、１及び２を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。

なお、１及び２の基準の各項目のうち１項目でも満たさない場合は、不落札とする。

４　その他

(1)　この基準は、平成２５年４月１日以降に行う入札から適用する。

(2)　土木系、営繕系を問わず、機械設備工事、電気設備工事及び解体工事については、当分の間「２　数値的判断基準」のうち(1)のア及びエからキ並びに (2) は適用しない。

(3)　営繕系工事の建築工事については、当分の間「２　数値的判断基準」のうち（1）のアは適用しない。